

発議第 20 号

セクシャル・ハラスメントのない社会を実現するため具体的な
取り組みを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の
規定により提出します。

平成30年10月2日提出

提出者

議会運営委員長 中川 弘

セクシャル・ハラスメントのない社会を実現するため具体的な取り組みを求める意見書

セクシャル・ハラスメント（以下、セクハラ）は、相手の意に反する性的な言動等をいい、性差別であるとともに、上下関係や権力を利用した人権侵害である。

昨年度末以来、米国や欧州などでセクハラ被害体験を公表する運動が広がり、あらゆる職場におけるセクハラ根絶を求める取り組みへと更なる展開を見せている。

我が国においては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律を改正し、事業者に対し様々なセクハラ防止措置を義務化し、働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性がその能力を十分発揮することができる雇用環境の整備に努めてきた。

セクハラへの対策について、同法第11条第1項は、事業主はセクハラに起因する問題に対して雇用管理上の必要な措置を講じなくてはならないと明確に定めている。さらに、平成27年9月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行され、同法に基づく基本方針には事業主の取り組みや国の施策としてセクハラへの対策が掲げられており、セクハラのない職場環境の整備は女性活躍の当然の前提となるものである。

平成28年度雇用均等基本調査によると、セクハラ防止対策に取り組んでいる企業は6割弱にとどまる一方で、平成27年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられた労働者からのセクハラに関する相談件数は全体の相談の半数を超える6,827件に上り、同室の事業所に対するセクハラに関する是正指導件数も同じく半数を超えている。セクハラにより退職や体調不良に追い込まれたり、事業主等に相談や申し出を行った労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けたりするケースも少なくない等、その実効があがっていない。

セクハラのない社会を実現するためには、セクハラを「起こさない」「起こさせない」、そして「見過ごさない」世論をさらに広げていくことが求められている。よって以下の実現を強く要望するものである。

記

- 1 事業主がセクハラ防止に向け必要な措置を講じず、是正指導にも応じない場合の罰則強化を行うこと。
 - 2 被害者が利用しやすい相談制度を設けること。
 - 3 セクハラ根絶に向けた更なる啓蒙活動を実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
厚生労働大臣	様

千葉県流山市議会